

静岡県核燃料税条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第25号

静岡県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県核燃料税条例（令和6年静岡県条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し、静岡県税賦課徴収規則（昭和47年静岡県規則第15号）に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(申告書等の様式)

第2条 次の各号に掲げる申告書等の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 条例第10条第1項の申告書及び条例第11条第2項の修正申告書（条例第10条第1項の申告書に係るものに限る。）様式第1号
- (2) 条例第10条第2項の申告書及び条例第11条第2項の修正申告書（条例第10条第2項の申告書に係るものに限る。）様式第2号
- (3) 条例第10条第1項又は第2項、第11条第2項及び第13条の納付書 様式第3号
- (4) 条例第12条の通知書 様式第4号

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。
(静岡県核燃料税条例施行規則の廃止)
- 2 静岡県核燃料税条例施行規則（令和2年静岡県規則第10号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
(旧規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 静岡県核燃料税条例（令和元年静岡県条例第21号）附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の規定に基づく核燃料税の賦課徴収については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

核燃料税価額割 申告書 修正申告書				
年 月 日 財務事務所長 様	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日	通 信 日 付 印	確 認 印
			精 査 検 算	
発電用原子炉の設置者の 主たる事務所の所在地				
発電用原子炉の設置者の 名称及び代表者の氏名				
この申告の担当部課名 及び担当者の氏名		電話番号 () —		
区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額	
申告額又は修正申告額 ①	円	$\frac{8.5}{100}$	円	
この申告が修正申告である場 合は、既に納付の確定した額 ②		$\frac{8.5}{100}$		
この申告により納付すべき税 額 ①-② ③				
課 税 標 準 に 関 する 明 細				
課税対象核燃料（新規挿入分）			発 電 用 原 子 炉 の 設 置 場 所	
挿入核燃 料の体数 ④	核燃料の 単 価 ⑤	核燃料の価額 (課税標準額) ④×⑤	発 電 用 原 子 炉 の 名 称	
体	円/体	円	発 電 用 原 子 炉 へ 核 燃料を挿入した期間	
			年 月 日 から 年 月 日 まで	
			静岡県核燃料税条例 第4条第2項の年月日	
			年 月 日 (第 号該当)	
			課 税 対 象 外 核 燃 料	再挿入分体数⑦
				既挿入分体数⑧
				体
計 ⑥	平均単価	計	挿入核燃料の合計体数 (⑥ + ⑦ + ⑧)	

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第2号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

核燃料税出力割 申告書 修正申告書					
年 月 日 財務事務所長 様		※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		精 査 検 算
			通 信 日 付 印	確 認 印	
発電用原子炉の設置者の 主たる事務所の所在地					
発電用原子炉の設置者の 名称及び代表者の氏名					
この申告の担当部課名 及び担当者の氏名		電話番号（ ） —			
区 分	課 税 標 準	税 率	税 額		
申告額又は修正申告額 ①	千 kw	円 29,500	円		
この申告が修正申告である場 合は、既に納付の確定した額 ②		円 29,500			
この申告により納付すべき税 額 ①-② ③					
課 税 標 準 に 関 す る 明 細					
発電用原子炉の設置場所					
発電用原子炉の 名 称	課 税 期 間	課 税 標 準			備 考
		熱 出 力 ④	課税期間が3月に満たない場合 課税期間の月数 ⑤		
	年 月 日から 年 月 日まで	千 kw	月	千 kw	
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
合 計					

- (注) 1 課税標準及び熱出力については、1,000kw未満の端数は切り捨ててください。
- 2 静岡県核燃料税条例第6条第2項に該当する場合は、「備考」欄にその旨を記入するとともに、確認日等又は廃止届出に係る廃止をした日を確認できる書類の写しを添付してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第3号（第2条関係）（用紙 縦17.8センチメートル、横25.9センチメートル）

<p style="text-align: center;">(県税) 県税領収証書 (公)</p> <p style="text-align: center;">口座番号 <input style="width: 100px;" type="text"/> 加入者 <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p>(所在地) (名称) 様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>核燃料税</td><td style="text-align: right;">分</td></tr> <tr><td>課税番号</td><td></td></tr> <tr><td>税額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>延滞金(日)</td><td></td></tr> <tr><td>過少申告加算金</td><td></td></tr> <tr><td>不申告加算金</td><td></td></tr> <tr><td>重加算金</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td></tr> </table> <p>摘要 <input style="width: 100%;" type="text"/></p> <p>納期限 年 月 日 上記のとおり領収しました。 財務事務所分</p> <p>納付場所</p> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;"> 日付 領印 </div> <p>◎ この領収証書は、大切に保存してください。</p>	核燃料税	分	課税番号		税額	円	延滞金(日)		過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		合計		<p style="text-align: center;">(県税) 県税納付書 (公)</p> <p style="text-align: center;">口座番号 <input style="width: 100px;" type="text"/> 加入者 <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p>(所在地) (名称) 様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>核燃料税</td><td style="text-align: right;">分</td></tr> <tr><td>整理番号</td><td><input style="width: 100%;" type="text"/></td></tr> <tr><td>税額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>延滞金(日)</td><td></td></tr> <tr><td>過少申告加算金</td><td></td></tr> <tr><td>不申告加算金</td><td></td></tr> <tr><td>重加算金</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td></tr> </table> <p>摘要 <input style="width: 100%;" type="text"/></p> <p>納期限 年 月 日 上記のとおり納付します。 財務事務所分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <tr><td style="text-align: center;">日</td><td style="text-align: center;">計</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">口</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;"> 日付 領印 </div> <p>◎ 領収した収納機関が保管する。</p>	核燃料税	分	整理番号	<input style="width: 100%;" type="text"/>	税額	円	延滞金(日)		過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		合計		日	計	口	円	<p style="text-align: center;">(県税) 県税領収済通知書 (公)</p> <p style="text-align: center;">口座番号 <input style="width: 100px;" type="text"/> 加入者 <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p>(所在地) (名称) 様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>核燃料税</td><td style="text-align: right;">分</td></tr> <tr><td>整理番号</td><td><input style="width: 100%;" type="text"/></td></tr> <tr><td>税額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>延滞金(日)</td><td></td></tr> <tr><td>過少申告加算金</td><td></td></tr> <tr><td>不申告加算金</td><td></td></tr> <tr><td>重加算金</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td></tr> </table> <p>摘要 <input style="width: 100%;" type="text"/></p> <p>納期限 年 月 日 上記のとおり領収済みにつき通知します。 財務事務所税務出納員 様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <tr><td style="text-align: center;">取りまとめ店</td></tr> </table> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;"> 日付 領印 </div>	核燃料税	分	整理番号	<input style="width: 100%;" type="text"/>	税額	円	延滞金(日)		過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		合計		取りまとめ店
核燃料税	分																																																						
課税番号																																																							
税額	円																																																						
延滞金(日)																																																							
過少申告加算金																																																							
不申告加算金																																																							
重加算金																																																							
合計																																																							
核燃料税	分																																																						
整理番号	<input style="width: 100%;" type="text"/>																																																						
税額	円																																																						
延滞金(日)																																																							
過少申告加算金																																																							
不申告加算金																																																							
重加算金																																																							
合計																																																							
日	計																																																						
口	円																																																						
核燃料税	分																																																						
整理番号	<input style="width: 100%;" type="text"/>																																																						
税額	円																																																						
延滞金(日)																																																							
過少申告加算金																																																							
不申告加算金																																																							
重加算金																																																							
合計																																																							
取りまとめ店																																																							

様式第4号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

核燃料税 価額割 出力割		更 正 決 定 通 知 書	
核燃料税・加算金		申 告 ・ 更 正 分	
核燃料税・加算金		修 正 申 告 ・ 決 定 分	
発電用原子炉の設置者の主たる事務所の所在地			
発電用原子炉の設置者の名称		様	
年度		核燃料税・加算金	
発電用原子炉の名称			
静岡県核燃料税条例第4条第2項の年月日	年 月 日 (第 号該当)	更正・決定に係る課税期間	年 月 日から 年 月 日まで
区 分	課税標準(額)	税 率	税 額
更正・決定額			円
既に納付の確定した額			
差引き納付すべき税額			
区 分	基礎となる額	乗 ず る 率	金 額
過少申告加算金	円	100	円
不申告加算金		100	
重 加 算 金		100	
納付すべき総額（延滞金は別）			
備 考	申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日 年 月 日
	修正申告書提出年月日	年 月 日	地方税法第278条第6項該当 有・無 地方税法第279条第4項該当 有・無
更正・決定の理由			
<p>1 地方税法第276条第 項、第278条第 項及び第279条第 項の規定により核燃料税及び加算金を上記のとおり更正・決定したので、 年 月 日までに納付してください。</p> <p>2 納付場所</p> <p>3 更正又は決定による不足税額を納付する場合の延滞金 不足税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合。ただし、更正若しくは決定による不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合））を乗じて計算した延滞金を加算して納付してください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>4 この処分に不服がある場合は、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく、この処分を行った財務事務所長を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、静岡県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>年 月 日</p>			
			財務事務所長 印